

綾瀬市事業所等実態調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市が発注する公共事業への不良・不適格業者の参入を防止し、入札及び契約の適正化を推進するため、綾瀬市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規則(昭和55年綾瀬市規則第5号)第7条の入札参加資格者名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)の営業実態等の調査(以下「調査」という。)に関し、必要な事項を定める。

(調査対象)

第2条 原則として調査の対象(以下「対象業者」という。)は、有資格業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 綾瀬市内に本店を有する者
- (2) 綾瀬市内に支店、営業所等の受任先を有する者

(調査員)

第3条 調査を行うため、綾瀬市事業所等実態調査員(以下「調査員」という。)を置く。

- 2 調査員には、契約主管課に属する職員又は嘱託員を充てる。
- 3 調査員は、調査のため事業所等を訪問するときは、綾瀬市職員服務規程(昭和54年綾瀬市訓令第1号)第7条に規定する身分証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(調査項目)

第4条 調査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 事業所等の所在地
- (2) 営業活動の実態
- (3) 代表者又は受任者の勤務状況
- (4) 従業員の雇用状況
- (5) 技術者の資格及び恒常的雇用関係
- (6) 資材置場及び建設資機材等の状況
- (7) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可及び帳簿の備付けの状況
- (8) 事務又は営業活動に必要な機器等の設置状況

(9) その他事業所等の実態に関する事項

(調査方法等)

第5条 調査は、次により行うものとする。

(1) 調査は、2名以上の調査員が対象業者の事業所を訪問することにより行うものとする。

(2) 調査は、対象業者に実態調査票の提出を求め、その内容に疑義があるときは調査員が事業所等を訪問することができるものとする。

(改善指導)

第6条 市長は、調査の結果、改善を要すると判断したときは、事業所等実態調査改善指導書(第1号様式)により改善指導を行う。

2 前項の規定により改善指導を受けた対象業者は、事業所等実態調査改善報告書(第2号様式。以下「改善報告書」という。)により、指定された期日までに、市長に対し改善状況を報告しなければならない。

(再調査)

第7条 市長は、前条第2項の規定により、改善報告書が提出された場合において、必要と認めるときは、調査員に再調査を命ずることができる。

(入札参加の制限等)

第8条 市長は、第6条に規定する改善指導を行ったときは、改善報告書が提出され、改善が確認されるまでの間は、改善指導を受けた対象業者を入札に参加させないことができる。

2 対象業者が正当な理由なく調査を拒んだ場合も同様とする。

(監督行政庁への通報)

第9条 市長は、調査の結果、対象業者に建設業法その他関係法令に違反があると認められるときは、監督行政庁に通報するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長

印

事業所等実態調査改善指導書

年 月 日に実施した貴社の実態調査の結果について、次のとおり改善を要する事項がありましたので、速やかに改善されるよう指導します。

この指導書に基づく改善状況を事業所等実態調査改善報告書により、提出期限までに提出してください。

なお、改善の確認ができるまで、入札参加はできないことを申し添えます。

1 改善事項

項目	内容

2 事業所等実態調査改善報告書の提出期限

年 月 日

3 提出先

〒252-1192

神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市総務部管財契約課

電話：0467-70-5642

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

所在地
氏名・名称
及び代表者 印

事業所等実態調査改善報告書

年 月 日付けで指導のありました改善を要する事項については、次のとおり改善しましたので報告します。

1 改善内容

項目	内容

写真、証明書、届出書等改善状況が確認できるものを添付してください。

